

文教福祉委員会

平成23年9月14日（水）

午前10時04分～午後2時46分

議会第2会議室

【出席委員】堤 正之委員長、野口保信副委員長、川副龍之介委員、山田誠一郎委員、松永憲明委員、白倉和子委員、松永幹哉委員、亀井雄治委員、山下明子委員、重田音彦委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育委員会 東島教育長、中島副教育長兼こども教育部長、荒金社会教育部長
- ・保健福祉部 益田保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○堤委員長

おはようございます。これより文教福祉委員会を開会いたします。

まず、発言される方は、必ず挙手をしてから、指名後にマイクにある青いボタンを押してから御発言ください。なお、マイクは後押し優先です。発言終了後、消すために押す必要はございません。

また、委員会の会議録はホームページに公開することになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、付託議案に関連して、現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出ください。

それでは、本委員会の審査日程についてお諮りいたします。お手元に配付しております日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、この審査日程どおり、当委員会に付託された議案について審査していきたいと思っております。

こども教育部以外の職員は御退室いただいて結構です。

◎執行部（こども教育部以外）退室

○堤委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

まず、第86号議案から審査をいたします。執行部から議案の説明をお願いします。

◎第86号議案 和解について 説明

○堤委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑はございませんか。

○川副委員

一つ確認ですけど、和解ということで相手の方も了承されたということで思いますが、まだハウスが建っている状態ということで、あと、そこの補助をですね、例えばハウス以外で露地をされる場合、当然ハウスの解体というのが出てくるかと思えます。ハウスの解体に必要なのは大体坪当たり2,000円から3,000円ぐらい——業者に頼めばですね、解体の経費がかかりますけど、そこら辺の解体の経費についても相手の方はもう了承されて、この650万円の中にもう入っているということで考えていいですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

この和解契約の相手の方との協議というか、お話し合いにつきましては、総額で——部分的にこの経費——この経費という御説明ということではなく、総額で650万円という金額で納得いただいたというふうに思っています。ですから、この650万円でそういった部分に充てられるかどうかというのは、松尾さんの判断のほうでされることかというふうに思っております。

○松永憲明委員

和解していただくということは、それでいいと思うんですけども、もともとですね、この建物をつくる際に、そこら辺の状況把握というのが本当に十分なされておったのか、もう一度お尋ねをしたいと思います。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

御存じのとおり、鍋島小学校は非常に子ども数も多くて、敷地も狭くて、体育館を建設する前に西側の土地を購入して拡張したという経緯もございます。

今回、小学校の体育館を建てかえるに当たりましては、その場で解体して建てかえるということではなく、別地改築を選ばざるを得ない——現地の旧体育館跡地は公民館なりの駐車場で使うというような形になっておりまして、建てる場所としてはあそこしかなかったというのが我々の判断ではありました。

建てるに当たりましては、通常も行っていることですが、隣接する自治会のほうには自治会長さんへの説明、それから住民の方へのチラシなりの配布ということをお願いをして、周知を図ってきたつもりでありました。

今回、農地ということで、相手の方が隣接する自治会にいらっしゃれば、当然チラシなりということで情報が行っていたかと思えますけれども、相手の方が残念ながら近隣の隣接する自治会ではなくて、少し離れた自治会でそういった情報が入らなかったということがありまして、我々も隣接する住宅については日照権の問題等でありまして、工事の振

動で影響を与えるとかでいろいろ配慮もしてきておりますけれども、農地に関しては、特に今回、西側ということで、冬場の冬至の時期においても朝方の2時間程度日陰になるというような状況でもありましたので、それほど我々の認識としてはこんなに影響が出てくるというふうな認識がなかったというのは事実でございます。

そういったこともありまして、法的な問題云々じゃなく、道義的な責任としてですね、今回こういった形で和解をさせていただいたというような形であります。

○松永憲明委員

そしたら、その新しく体育館を建てるときは、もう既にそのハウスは建ったわけでしょう。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

ハウスはもうかなり以前からされております。

○松永憲明委員

そしたら当然ですよ、そこはやっぱり確かめて、話を持っていくのが筋ではなかったかなと私は思うんですけどね。いかがですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

確かに、住民への周知とか隣接する農地の方に対する配慮というのは、やっぱり今回の件に関して言えば、やっぱり多少配慮が足りなかったかなという反省はしております。

今後ですね、これだけの大規模な体育館だとか、校舎の改築というのも出てきます。昨年度から高木瀬、循誘、西川副という3つの体育館も建てかえとかをやらせていただきましたけれども、やっぱり大なり小なりいろんなトラブルというか、苦情なりというのはございました。今回の件がありましたので、特に慎重にというか、配慮を欠かないようにということで、苦情があった際はすぐに現場に行つてとか、それから自治会長さん方とかの説明会を開催したりとか、場合によっては住民の方——その自治会の住民の方に説明会を開いたりとかということで、できるだけ小まめな情報提供というか、配慮というのをしていかなきゃいけないというふうに思って、現在は行っております。おかげさまで、その3体育館については、大きなトラブルには至らず、ほぼ完成をしたところです。

○山下明子委員

この前からの説明を伺っていて感じるのはですね、今もそうなんですが、最初に自治会に相談をする、それから近隣のおうちにはチラシを配るところで、何かもう、マニュアル化されているというんですかね。

本来、建てようと思っていれば、地図でつぶしながらね、ここはどうなんだということをしながらいくのがどうしても大事だと思うんですけども、そういうその作業の考え方がなっていないのかどうかということと、それから、住宅地と農地との認識の違いに、またちょっと気になる場所があって、農地のほうが余計に、作物なので日照の問題というのはよりデリケートなんですよ、2時間当たるか当たらないかというのは。おうちで当た

るか当たらないかも大事だけれども、それ以上にもっと影響が出る可能性はむしろ高いというふうな発想にならないのかなというところも、ちょっと私は気になるんですね。

ですから、最初にきちっと地図で照合していくということが作業の中で入っていないのかどうか、ちょっと伺いたいんですが。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

この日照の問題については、今回建てた建物が大体15メートル弱の高さになります。日照の問題は、冬至の一番日照時間が短いときのことでいろいろ争いがあるもので、その部分の図というのは書いています。大体、朝何時までここが日陰になって、夕方は何時ぐらいから陰になるというのは書いてやっています。ただ今回、さっきも言いましたように朝方の2時間——日の出からの2時間程度の被害というか、日が当たらないということで、通常は、日照権の問題はほとんど西側のことで問題になることってないんですよね。南側に建物が建って日が全然当たらない、日中全く当たらないというのが、これまでのいろんな事例を見てましたけれども、やっぱり日照権の問題としてなっているのは、そういうことでした。

今回の件もありましたので、今後その辺をやっぱりちょっと配慮せんといかんなどいうことでですね、この前、現地を見ていただきましたけども、金立小学校の体育館、これも西側のほうに建設をいたします。その西側に農地がございまして、その方とも最初納得されとって、途中でまたうんというふうになんて首をかしげられたところもあったんですが、小まめにお話をさせていただいて、同意をしていただくというような形までこぎつけて、着工していく段取りに進んでおります。

ですから、今後はやっぱりその農地の部分についても、所有者の方をきちっと調査をした上で対応していきたいというふうに思っています。以上です。

○重田委員

済みません。

課長からのお話を聞いて、法的な責任はないけれど道義的責任ということで言われたですよ。道義的が650万円になる根拠というかですね、そういう部分を改めてお伺いしますけど。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

まず、相手の方から今回の案件で保証金といいますか、被害額という形で最初に言われたのが2,200万円という金額でございました。それを受けまして、我々もどの部分まで見たらいいのかというのは非常に、さっき言いましたように日照権という判例とかがない中でどうしようかということで、弁護士さんともお話を——相談をさせていただきました。基本的には、法律的に違反していない状況の中で——違反していないし、それからこういった公共施設というのは受忍限度といって、ある程度一般の方が何かの不利益をこうむったにしても我慢しなければいけないという、その基準が高いんですよね。だから、そうい

うのも含めていくと、基本的に損害賠償という形での支払いというのはする必要はないだろうというのが弁護士さんの見解ではありました。

ただ、市としてこの問題は、やっぱり隣接する方々に迷惑をかけているというのは事実としてありましたので、じゃあ、どこの部分で金額的に折り合うかということに結局なったんですけども、そこの部分は、相手の方には総額で650万円で納得いただけませんかということでお話ししたんですが、我々としてはですね、相手の方のハウスが使えなくなったと。コチョウランをつくってらっしゃるハウスが使えなくなったということで、その建築費用が当初1,400万円でした。その償却期間が18年ありました。これまでが10年ちょっとお使いになられていますので、その部分で減価償却された分が760万円ぐらいで、残りの650万円程度を——価値として残っている分を見ようというように、内部的な根拠としてはそういった形で考えて、相手の方には650万円という金額を提示をさせていただきました。以上です。

○重田委員

そしたら、今から教育委員会のスタンスとして、何かのときは、よう言んさつとは、法的に責任なかけんが知らんですよという言い方、結構しんさつですもんね。今回は、法的には問題なかったと思うばってんが、道義的責任があるからということで、そのあり方というかね、これが多分、例になっていくと思うですもんね、今からトラブルがいろいろあったとき。そのとき、どういうことで道義的責任をとらんないかんとか、そういう部分がある程度ちゃんとしかんといかんとじゃなかかなと思いますけど、その辺の基本的な考え方をお願いします。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

単純に道義的責任ということで支払うということでは、やっぱり我々の立場としてはいけないというふうに思っています。

今回の場合は、第三者の佐賀県の農業改良普及センターのほうで現地の調査をしていただきまして、日陰になったことがコチョウランの生育に相当影響を与えたとの因果関係は認められるという調査結果をいただきましたので、そういった部分では、法的に建物自体の建築は違法ではないにしても、原因者としての責任は感じざるを得ないということで整理をつけたところです。

ですから、今後もその辺のきちとした原因、理由というのが明らかに我々のほうにあるという場合は、何らかの対応をしなきゃいけないかというふうには思っています。すべからく同じような対応をしていく、すべからく苦情があったから出しますということではなくて、そこの検証というか、原因究明というのはきちとやった上でということ考えております。

○重田委員

そしたら、今回の場合は第三者機関の県の、その第三者委員会ば知らんという人もたま

におんさっばってんですよ、そいけん、そういう部分で——そしたら、そういう部分がないときもあると思うんですよ、当事者間のいろんなトラブルで。今回はそういう部分があったんですけど、そういう部分はどうなんですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

建築工事で、先ほども言いましたように、大規模な工事で近隣に迷惑をかけることは多少、大なり小なりやっぱり出てきます。小さい案件でいくと、やっぱり解体作業なんかは相当振動なんかが出て、やっぱり家にクラックができたとか、ひびができたというお話というのはたびたびあるようなことです。そういった場合も、やっぱり現地のほうできちっと写真を撮ったりしてとか、事前にそういったおそれがあるところは写真をとったりとか、なるべくそういった事前の調査なんかをした上で、その結果こうなったというのがわかるような客観的な部分というのは、やっぱり準備をしとかないといけないかなというふうには思っていますから、できる限りそういった対応を事前にできる分はやると。ただ、今想定外という言い方はあれなんですけど、想定してなかった部分が出てくることがありますので、そのときはやっぱり、今こういった形でやりますという言い方はできませんけれども、きちっと相手さんと話をしながら協議していく必要があるというふうには思っています。

○重田委員

こういう部分があったときよくあるとは、市が知らんふりしとったもんねって。そいけん、余計こじれておかしゅうなつたもんねという話はよく聞くんですよ。それで、担当者がかわったら反対にえらいよなつたけん、私たちが納得したですよという、そういう部分もあると思うですもんね。そいけん、特に山下委員が言われるように、いろんな部分——周辺見たらいろんな人のおんさっけん、その人たちにちゃんと情報を伝えるとかです、そういう部分、大切になってくると思います。特にですね、今から耐震関係でメジロ押しになってきますんで、二度とないようにやってほしいと思います。

○白倉委員

私からは、ちょっと2点お願いいたします。

先方さんもいろいろ、法的機関も含めていろいろな御検討もなさったと思うんですよ。2,200万円というふうな請求がなされてきていた中で、今回に至るまでね、逆に言えば、なぜこれだけ期間がかかったのかという問題もあると思うんですよ、和解するまでに。だから、そここのところの説明が1ついただきたいのと、それと今回の部分は、ハウスに伴う減価償却の残存というふうな部分で650万円を算定されていますが、それは単なる算出根拠であって、今後ですね、相手方がこのハウスを——ランというのが非常にデリケートな植物ですので、別の栽培等々も含めてハウスを使用されるという場合があっても構わないというふうに市は理解しているのかどうかというふうな、その2点お願いいたします。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

2つ目の分からお答えしますが、基本的に相手の方に対する説明としては、総額で650万円ということですので、こういった形でお使いになるかというのは、我々は感知するつもりはございません。

それから経過なんですけど、1番最初に相手の方から苦情がありましたのが平成20年11月28日です。そのときに、相手の方からハウスに日が当たらないという相談で、工事を7月の下旬から始めておりました、ちょうど棟上げをやった時期になります。その後ですね、21年の1月から2月にかけて、先ほど言いました県の農業改良普及センターのほうでハウス内の温度測定などの調査をやっていただきました。そういった経過をたどりながら、2月の下旬には体育館が完成しておりました、4月14日に普及センターの職員と私どもの職員とでコチョウランの生育状況の確認をしております。そのときに、育成不適というような見解がなされておりました、5月18日に正式に普及センターのほうから意見書というのをいただいて、現在のハウス環境は日照不足の影響でコチョウランの栽培に不適な状態であり、高品質生産はおろか通常の生産も困難という見解が出されております。

それで21年6月にですね、相手の方から補償内容の確認のために現地の立ち会いを求められて立ち会っております。最終的に、先ほどの2,200万円という額が提出されたのが8月25日です。その後ですね、我々のほうも弁護士さん等々と御相談して、こういった形で出そうかということで協議をいたしまして、たしか21年の12月ぐらいだったと思いますけれども、相手の方に1回目の提示をしておりました、相手の方のほうで御検討をされましてなかなかうまくいかなかったという状況がありまして、最終的にことしの6月ぐらいに相手の方に650万円という金額で提示をして、8月に御了解をいただいたという経過があります。

前も申しましたけれども、やっぱり立場が損害賠償という立場と我々としては和解という立場ということで、なかなか意見がかみ合わないというのはどうしてもあったもんですから、やっぱり協議に時間がかかったというのが、これまで2年間以上かかったという状況であります。

○亀井委員

ここは、設計はどこでしたのかということと、もう1つ、結果として650万円佐賀市に損失を与えたということになるわけですが、これ責任はだれかあったんですか。その2点をちょっとお聞きしたいんですけど。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

今回、和解するに当たりまして、基本的に学校の体育館建築という業務自体に法律違反とか過失というのはなかったというのは、弁護士さんも含めた見解ではあります。ですから、そのために出た影響について一定の和解をしたということにつきましては、特にその職員に過失があったわけでもございませんので、処分という形とか責任ということでの対応はしておりません。

○亀井委員

最初のほうは。

○堤委員長

わかりますか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

済みません。ちょっと確認してからお答えします。

○堤委員長

それは、すぐできますね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、ほかに御質疑は。

○川副委員

もう1点ですけど、相手の方にしてみればですね、農業経営の中で見ると、コチョウランは基幹作物だと思います。こういう事故がなかったら、もうずっと相手の方は健康なうちはずっと栽培をされたと思いますけど、今回、このコチョウランがつくれなくなって、相手の方自体の農業経営はどうなのか。農業で今までやってこられておりますので、今後の生活関係がどうなのか、そういう経営的な状況を把握してあったらお聞きしたいと思います。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

その辺の詳しい状況というか、今後の経営計画については私どものほうでは聞いておりませんが、やっぱり何らかの形で、あそこのハウスの改修なりをして作物を植えたいという御意向はお伺いはしております。

あと、先ほどの鍋島小学校の設計業者です。設計は佐賀県建築士事務所協同組合です。ちなみに工事は大洋建設です。

○堤委員長

よろしいですか。

はい、ほかにはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

そうしましたら、ほかに御質疑もないようですので、第86号議案の審査を終わりたいと思います。

次に、予算議案であります第71号議案を審査いたします。執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第71号議案 平成23年度佐賀市一般会計補正予算(第2号) 説明

◎第15号報告 平成22年度佐賀市一般会計継続費精算報告書の報告について 説明

◎第17号報告 専決処分の報告について 説明

○堤委員長

以上で執行部の説明が終わりましたが、ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑はございませんか。

○白倉委員

1点確認させてください。

予算の説明書の61ページ、学校教育指導研究費が上がっていますが、その8節の旅費——費用弁償の部分ですね、16万8,000円。これの説明をちょっといただけますでしょうか。

○角学校教育課長

これは、武道の調査研究を行っているところの先進校への視察等でございます。

○堤委員長

よろしいですか。

(「もう少し詳しく」と呼ぶ者あり)

もう少し詳しくということでございますが。

○角学校教育課長

諸富中学校の先進地視察2名分でございます。東京周辺を予定いたしております。まだ学校の特定はいたしておりません。

○松永憲明委員

その武道に関連して、ちなみに今年度でこれ終了ということの説明を受けましたけれども、研究発表等の日にちがわかれば教えてください。

○角学校教育課長

諸富中学校につきましては、まだ確定いたしておりません。武道場建設が12月までにはという予定でございますので、その後になろうかと思っております。

それから、川副中学校につきましては10月の末を予定にいたしておるところです。以上です。

○川副委員

そしたら、予算概要の資料5の10ページのほうですけど、児童センターの駐車場のほうですね。工事請負費が1,200万円ということで計画を立てておられますけど、この工事の内容をもう少し詳細に説明をお願いしたいと思います。

○藤田こども課長

中央児童センターの北側に今、既に駐車場があります。これが舗装をされていません。したがって、主な工事内容としましては舗装工事、あるいは、また線引きをして車止めをつけるというところと、あと西側が若干、今フェンス等で囲いをしているんですけども、もともと旧ガス局跡地ということでちょっと境界が入り乱れております。そういう意味では、フェンス関係を真っすぐにするという工事が主な内容になっております。

○川副委員

そしたら、今回舗装されるということですけど、雨水処理関係はどういうふうにされま
すか。

○こども課子育て支援係長

現在、設計関係を建設部のほうに依頼をしております、建設部のほうでは駐車場の勾
配等を南側のほうにつけて、南側のほうで雨水処理をして、中央児童センター内の南側に
ますを持って行ってますので、そちらに持っていくという方向で設計をしていただい
ております。

○川副委員

雨水については、集中してためて、その後水路のほうに流すということでしたけど、
用・排水関係で非常に排水対策が研究をされていますけど、この整備をする中で浸透性の
——例えば、アスファルトとかそういうので、当然雨水対策というか、用水路に行かせな
いような形での工事ができないものかなということだと思いますけど、どうでしょうか。

○藤田こども課長

効率的な雨水処理というところの工事の内容だと思いますけど、まだ今、ちょっと申し
たように建設部と協議中といいますか、今からの詳細設計の中ではかられるものですから、
そこら辺につきましては、ちょっと今の段階で検討しますという形にはならないと思いま
すけど、協議の中でそこら辺は御意見として賜っていきたいと思います。

○川副委員

この駐車場整備ですね、請負工事ということですけど、請負工事を発注する場合、も
う決定はされてありますか。

○藤田こども課長

設計後に当然入札という形になりますので、基本的にはまだ今の段階では決まってお
りません。

○亀井委員

児童センターの駐車場の出入り口はここになるわけですか。

○藤田こども課長

一応、この出入り口を今予定はしていますけど、先ほど申したように、警察協議の中で
ひょっとしたらここら辺の入り口そのものもちょっと変わる可能性があります。

○亀井委員

バス停が近いからですね、ちょっとどうかなと私危惧をしているんです。バスがとまっ
ているときに、ここから出て右折というのは非常に厳しいだろうし、出入りが非常に困難
なような気がしています。

それと、これ発注はセンターもこっちも一括発注になるんですか。その辺、どうなっ
ていますか。

○藤田こども課長

まず、発注につきましては、健康づくり課とこども課、別々に発注させていただきます。

あと、バス停の関係も、一応1回警察協議をさせていただいていますけど、今、亀井委員がおっしゃった部分のバス停に近いというところまでは、私どものほうからもそこら辺は意見として協議の中に入れております。

○重田委員

整備関係で、一緒にしたほうが効率的じゃないんですか、別に市の仕事であるなら。当たり前のことよね。

○藤田こども課長

一応、事前協議の中では、今まではちょっと別々ということで話していますんで。

(発言する者あり)

○亀井委員

一括発注して案分したほうが安くなると思いますよ、絶対に。そこは考えるべきだと思います。

○藤田こども課長

一応、現段階での協議は、ちょっと今別発注という形になっていますけど、もう1回、今後の協議の中では案分等も含めて、そこら辺は協議をさせていただきたいと思います。

○重田委員

基本的な考え方として、1つでやるのが当たり前じゃないんですか。どがんですか。

○中島副教育長兼こども教育部長

御指摘のとおり、このエリアはもう一体化したエリアで、まだちょっと協議中の部分があるんですけど、一体で発注したほうが、例えばですね、勤労者センター部分だけの駐車場、それから中央児童センター部分だけの駐車場じゃなくて、もし利用すればですね、相互に利用できるメリットもあると思います。

ですから、先ほど亀井委員がおっしゃったように、入り口をここにするかというのもあるんですけど、例えば、間に境が要るのかとかですね、これは意見を私も前に出したんですが、どうしても児童センターには子どもさんがおるからスピード出してきたら怖いとかいうのもあるもんですから、じゃあ、段差みたいなのをつけてスピードを落とすようにするとか、いろんなそのまだちょっと検討の余地があると思います。

ただ、おっしゃった一体化での発注ができれば、それはおっしゃるようにメリットもございまして、そちらのほうでまた、こちらのほうの意見を伺ったということで検討してまいりたいと思います。

○重田委員

お願いしときます。

それと、ここ——例えばメートプラザ、そして勤労者体育館、その辺を使うとき、非常に皆さん、ずれずれ渡って行って車の動かんごとなるというごたっ形のあつですもん。そ

して、横断歩道は1カ所しかなかですもんね。そして信号もなか。

例えば、市が主催のときはですよ、市の職員がとまってください、出てくださいという感じ。そういうとがなかつきはずれずれ、ほとんど車の動かん状態になつてすもんね。その辺をやっぱり何か考えていかんといかんとやなかかなと。

そいけん、歩道を動かすてん——動かしてでん、多分1カ所ではなかなかできんとやなかかなて思うし、信号てんばつくぎんたですよ、反対にめり張りついて、行くときは行くし、とまるときはとまって思うばってん、その辺どがんでしょうかね。

○藤田こども課長

一応、今警察協議の中でも、やはり今御指摘いただいた車が混雑するというところの大前提があります。そういう意味での右折レーンの設定とかですね、あるいはまた信号機の分はちょっと私ども、なかなかどうかなというところがあるんですけども、横断歩道の位置等も含めてですね、そこら辺は混雑を解消するという立場での協議はさせていただきたいと思っています。

○重田委員

車が入れなくて、右折レーンとかそういう部分じゃなくてですよ、横断歩道を人がずっと歩いてですよ、なかなか動かんというのがあるですもん。これは、幾ら入り口を南側から入るっにしてでんですよ、人が行くのは結局、ここはあくまで駐車場であつてですよ、北のほうの何かの施設に行きんさつとがほとんどになると思うけんですよ、その辺ば何か考えんと。

そいけん、信号までは言うて——いつじゃい、多かとき行ってみてください。ちょっと、大渋滞です。そして、その先の消防署——先の信号が2つも3つも小さか区切りであつけんですよ、いよいよもつて動かんですもんね。

○藤田こども課長

私としてはなかなか難しいかなという御答弁をさせていただきましたけども、一応、信号の設置も含めてですね、そこら辺は御意見として、また当然今からの協議の中ではですね、佐賀市としては出させていたきたいと思っています。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。

じゃあ、ちょっと関連で私のほうから1つだけ。済みません、よろしいでしょうか。

この舗装なんですけども、予算を見ますとですね、面積に対して随分割高なんです。通常ですね、駐車場舗装って平米2,000円から3,000円なんですよ、単純に行けばね。もちろん、線引きをしたりとか、植栽をされたりしていますけども、まず中央児童センターのほうなんですけど、あらかた予算立ての中で舗装に大体どれぐらい見ているのか、植栽にどれぐらい見ているのか、それからこの線引きにどれぐらい見ているのか、大体の区分がもし予算上でありましたらお教えてください。

○藤田こども課長

舗装工としましては330万円、あと排水工事としての40万円、あと監理・施設整備工としての270万円、この中には当然、境界ブロックとか線引き関係があると思います。以上、大きなところではそういう内訳になっているみたいですけど。

○堤委員長

それを足しましてもね、640万円ぐらいしかならんじゃなかでしょうか。あと500万円ぐらい違うんですが。

今、言われた予算というのは、僕は妥当だと思うんですね。大体そんなもんなんです。それが倍近くになっているから、何かがあるんでしょうけど。

○藤田こども課長

済みません。再度……

(発言する者あり)

○堤委員長

お答えできますか。お願いします。

○教育総務課施設係長

先ほどの金額に経費がかかってきますので、その分で合計1,100万円となります。

○堤委員長

済みません。その経費って何ですか。

○教育総務課施設係長

今言ったのは直工ですので、当然その現場管理費とか一般管理費、共通仮設費がかかってきます。

(発言する者あり)

○堤委員長

わかりました。ということですか。

○藤田こども課長

済みません。

また改めて御説明させてもらってよろしいでしょうか。

○堤委員長

では、ほかに御質疑はございませんか。

関連ですか。関連じゃないですね。じゃ、先に重田委員のほうから。

○重田委員

普通、課長——例えば、舗装工事と言うなら、直工ば普通は言わんですよね。全部の工事費ば言うですよ。直工はあくまで直工で、いろんなどをして工事費になっけんですよ。それが普通、職員の常識やなかですか。

○藤田こども課長

説明不足で申しわけありませんでした。

確かに、ちょっと私の資料の中で直工ということで明記したものを持っていったものから、そのまま説明させていただきました。

○松永憲明委員

ちょっと今のじゃよくわからないからですよ。詳しい資料を後でいただけませんか。これはですよ、もう1つの西側の勤労者総合福祉センター、体育センターの前の工事と一緒になんですけどね、わかりやすい資料をいただかないと、今委員長の質問でちょっと答えを聞いてもよくわからなかったものですから、済みませんがあわせて両方とも資料を下さい。

○堤委員長

よろしいでしょうか。

部長、そちらは可能ですか。

○中島副教育長兼こども教育部長

今、手元に持っているのが設計書のレベルで持っていますので、これちょっと整理をしたいと思います。

○堤委員長

では、後ほど資料をいただくということにいたします。

ほかに御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

76ページの黄色のやつですね。学校給食の調理業務委託料についてですけども、それぞれ各学校の委託料を言われたんですけども、食数といいますか、児童・生徒数に教職員も入っていると思いますから、食数によって違うだろうというふうに想定いたしますので、食数がわかれば教えてください。

○貞富学事課長

食数については、実施回数とかそういったものもありますので、済みません、手元にある資料で児童数というのが手元にありますが、それを順次読み上げることでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、勸興小学校のほうですけれども319人、西与賀小学校が274名、兵庫小学校が686名、高木瀬小学校が846名、新栄小学校が455名です。

○松永憲明議員

そうするとですよ、その人数が、例えば高木瀬小が846人に対して5,100万円、兵庫が686人に対して5,100万円と。その金額がほとんど——160名ほど人数が違うんですけども、金額がかわらない状況ですね。

それから、勸興と西与賀を比較しても、西与賀が児童数は少ないけれども負担——その

委託料は3,300万円と大きいわけですが、何かそこら辺はどういうふうになっているんでしょうか。

○貞富学事課長

この民間委託の委託料につきましては、大半が人件費でございます。調理職員の配置基準というのがございまして、これは児童・生徒数——先ほど食数ではちょっと明確には答えておりませんが、基本的には学校の規模になりますけれども、それに応じて職員の調理職員の配置数というのが決まります。それに基づいて委託料を積算するというので、この児童・生徒と完全に比例したような形ではなくて、階層ごとというかですね、そういった区分によって配置数が決まりますので、それで委託料が異なるということになります。

○堤委員長

ちょっとその説明では何のことやらちっともわかんないんですが。

○学事課職員

委託料の積算ですけれども、先ほど課長が申しましたように給食の食数、これが先ほど児童・生徒数ということでお答えをしておりますけれども、委託に出す際には児童・生徒数プラス先生方の分まで含めての食数ということで、まず見ます。それから、あと給食の実施回数については、それぞれの学校の実施回数がございますので、何日実施をする予定、それから何食程度つくる予定ですということで条件をお出します。それから、あと給食の食数ごとに最低配置しないといけない調理員の人数というのがございますので、それ以上の分で御提案をいただくということで、こちらのほうでもその条件の分で必要な金額を積算いたしまして、あと業者のほうからも参考見積もり等を取りまして、金額を決定させていただいているところです。

○堤委員長

わかりますでしょうか。

(発言する者あり)

よろしいですか。

○学事課職員

済みません。

先ほどの食数のお話なんですけれども、調理員の配置人数として該当する規模で言いますと、101食から300食以下が調理員は4人以上配置をしてくださいと。それから301食以上500食以下、これは5人以上お願いしますと。そして501食以上900食以下が6人以上というふうになっておりますので、この分で計算をするという形になります。

○堤委員長

大体おわかりになりましたですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

○白倉委員

関連なんですけれども、例えば何日分とか、何食分とか、それもこう影響してくるといふうな今答弁いただいでの説明なんです、これ、小学校でしょう、確認なんです。そしたら、大体、その通常の給食の日数とかいうのはほぼどの学校も同じじゃないわけ。そこんところをきっちり説明していただきたいなと思うんですが。

○学事課職員

まず、給食の実施回数ですけれども、教育委員会として決めておりますのが年間180回以上実施をすることということで規定をしております。それぞれの給食回数については、それぞれの学校の行事とかを考えながら、うちの学校は何回実施しますということで決めておりますので、若干日数が学校ごとに異なっております。

○堤委員長

その若干というのが、意味がよくわからないですね。1日2日違うのか、1週間違うのか。

○学事課職員

そしたら、平成23年度の実施回数ということでお答えをしたいと思います。

これはあくまでも予定回数ということになりますけれども、勸興小学校が184回、それから西与賀小学校182回、兵庫小学校186回、高木瀬小学校182回、新栄小学校184回ということで、大体185回程度ということで推移をしています。

○松永憲明委員

さっきの100食から300食までが10人、301食から500食までが5人、それにプラスするわけですか。ちょっとそこをもう一回説明ください。

○学事課職員

101食から300食までが4人以上、これが食数で言いますと西与賀小学校が該当します。それから301食以上500食以下、これが5人以上で勸興小学校と新栄小学校が該当します。501食以上900食以下が6人以上ということで、兵庫小学校と高木瀬小学校、こちらのほうが該当いたします。

○山田委員

これ、ちょっとわかりやすか資料で出してもらえんのですか。資料ってつくられんのですか。口頭で言われても全然要領つかめんし。

○堤委員長

お手元の資料というのは出せるものなんですか。基準だけでしょう。

○貞富学事課長

そこら辺の配置基準とかですね、そういったものを整理して、後で資料として提示をさせていただきます。

○亀井委員

資料5番で、11ページの私立保育園整備助成経費ですがね、きのう議案質疑もあってお

ったんですが、この一円で大幅に定員増になるということで、周辺の幼稚園、保育園に対する影響については調整の必要はないという教育委員会の見解だったんですが、現行90名が140名になるということですよ。実質的には125%までOKだから、140名ということは175名になっちゃうんですよ、実質的には。だからね、定員増も63人になっちゃうんですよ。やっぱりこれは周辺の保育園、幼稚園に対する影響はね、かなり大きいもんがあると思いますけど、そういう影響は考慮されたんですか。それで、よくもまあ、こんな大幅な定員増のあれを認めることになったなって、私は不思議でならんとですけど。ちょっと見解を聞かせてください。

○藤田こども課長

今おっしゃったように、きのうの議案質疑の中でちょっと触れる形になったと思うんですけど、基本的に、今の待機児童対策としての今回の増員と改築を考えました。

周辺部との調整ということ——協議ということですけども、今まで新たな認可をふやすとか、あるいは改築——10名、20名の改築をやった中では、基本的には周辺保育園、幼稚園との協議はしていない事実があります。これはきのうの議案質疑の中でも申しましたように、特に保育園につきましては市内各所からそれぞれの方たちが入所されているという中では、その、例えば愛の泉にしても、北川副地区が大体3割、東与賀、川副、兵庫、赤松、この周辺の方がそれぞれ一円から来られています。そういう意味ではどこの幼稚園、保育園もそうなんですけども、広域的な入所をされているという状態があります。

そういう意味では、あえて協議を今までしてこなかった状態であります。また、根本的に県との協議の中でも、法的な協議は必要がないというところもあったもんですから、そういう意味では、協議をしてこなかったというところでもあります。

あと50人というところ——確かに、今までの10人とか20人に比べて明らかに50人——実質的に70人、80人じゃないかという御指摘でありますけども、私どもとしても、先ほど私の説明の中で申しましたように、改築につきましては10名以上の増員をしていただいて、佐賀市全体の今の定員が大体3,800人ですので、その3,800人を10人でも20人でもふやす中ですよ、佐賀市全体の待機児童を救出したいという方針で来ました。そういう意味では、なかなかこの地域——たまたまこの北川副校区で50人という増築に伴う定員増があったもんですから、それで私どもとしても佐賀市全体の待機児童対策として有効な施策ということで判断をさせていただきます。

○松永幹哉委員

きのうの議案質疑でも回答があっていましたが、地域的な部分においては鍋島、兵庫、高木瀬がその待機児童が多いという中で、あえて一極集中するということは、やっぱりバランスが悪いと思うんですよ。どこからでも市内に通えるからという話なんですけど、やっぱり近いところは皆さん効率もいいし、送り迎えもありますし、その地域での子どもたちのつながりもございますから、そういう意味でいくと、どう考えてもバランスが

悪いんじゃないかなと思うんですけどね。同じような質問ですよ。その部分はどう考えられたんでしょうか。

○藤田こども課長

今、松永委員おっしゃったように、確かに北部地区——開成、鍋島、兵庫が待機児童が多いところであります。年間100名前後の年度途中の待機児童が出てますけど、7割・8割が北部地区という意味では、私どもも研究会で、方針は今の既存の認可保育園の改築、分園ということでお話をしましたけども、その検討の中でも、例えば北部地区に認可の保育園を一園つくるとかですね、あるいはまたほかの認定こども園も含めて検討した結果はあります。ただ、やはり北部地区に一園、新たな新規の施設という形になれば、当然、今後多分少子化の中です、やはり入所児童が減ってくるだろうという中では、今の段階で新たな保育園を新規で建てるのは、やはり将来的にはなかなか今の段階では判断すべきじゃないという判断はしました。

もう一方で、北部地区に新たな改築をする園があるかというところ、正直なところ、毎年改築予定はずっと希望をとります、認可保育園で。一応今のところ、年度当初でいきますと2園、老朽化に伴う改築を予定されている部分がありました。今回、改築に伴う定員で対応したいという方針を立てた段階でこの2園に対しても、当然これは愛の泉さん含めたところで2園に対しては打診をして、来年度以降じゃなくてことし着工とかはどうですかというところまで話をした結果としては、愛の泉さんが来年度予定していましたが、ことし何とかできますよというところで、この愛の泉の改築に落ちついた経緯がございます。

したがって、なかなか北部地区と言っても、なかなか改築をする保育園がないということもあります。そういう意味では、やはり佐賀市全体の待機児童を吸収していただける施設を——今の既存施設の中で何とか定員増を図ってですね——当分は、これで何とか待機児童対策を乗り越えたいというのが私どもの考え方であります。

○松永幹哉委員

それとですね、きのうの答弁では、補助対象の部分は認可保育園部分であるということを知ったんですけども、今回の総工費——すべての総工費はどれぐらいだったんですか。

○藤田こども課長

先ほど説明申しました愛の泉保育園につきましては、愛の泉幼稚園含めて幼保連携でありますので、今回、一体工事を予定されています。

今、御質問いただきました総事業費としましては5億2,000万円、幼稚園合わせまして5億2,000万円であります。

今回、保育園の部分の面積が1,409平米、幼稚園の面積が810平米でありますので、面積案分ですといった形での、きのうも説明いたしました総事業費は保育園部分だけで、3億3,000万円が保育園分だけの総事業費であります。

○松永幹哉委員

今後ですね、補助をするに当たって、今面積案分とおっしゃいましたけども、その補助対象・対象外というのは積算時における拾い上げ——小さく細かく案分率とか、あるいはその共用部分、そうでない部分、占用部分の区分があると思うんですけども、そういうところの審査——その案分とか、そういうような書類審査みたいなことと、今度工事が始まってそれを管理していくやり方というのはどういうふうになされるのでしょうか。

○藤田こども課長

今回、今申した総事業費としましては、保育園部分3億3,000万円でありますけど、一応補助対象経費としましては、ほとんど外構部分を除いた形の部分が補助対象経費になります。それでいきますと、3億1,400万円が補助対象経費であります。ただ、もう一方では補助基準額があります、いわゆる限度額ですね。この場合、今回のケースにおきましては、補助基準額につきましては2億1,500万円であります。ですから、補助基準額と今私が申しました補助対象経費3億1,000万円を比べた場合に、当然補助基準額2億1,500万円のほうが低いというところでは、今回の補助につきましては2億1,500万円の補助ということになります。

また、この2億1,500万円の中で当然3分の2が県の負担で、12分の1が市の負担、その結果として1億6,100万円が県と市の補助額という形になります。

あと、今後の管理といいますと、いわゆる資金管理といいますか、そういう施工管理ということですか。

(「はい、そうです」と呼ぶ者あり)

施工管理につきましては、基本的には愛の泉保育園、幼稚園が施工主になりますので、その中で当然業者さんを選定していただいて、管理業務を含めたところでしていただく形になると思います。ただ、最終的には施工を完了した段階で、施工結果を全部申請いただきまして、市を経由して佐賀県のほうに完了手続、あるいは定員増の申請という形になってきます。

○松永幹哉委員

その際、市が検査をしたりですね、補助対象部分であるところの検査管理というのはやらないのでしょうか。

○藤田こども課長

基本的には今おっしゃった検査関係について、管理につきましては市は行いません。

○松永幹哉委員

それは、これだけの補助を出して整備をするわけですから、これは当然、一般の補助金と違うわけですから、当然管理をしながら、実際に認可保育園部分に使っているという検査は必要ではないのでしょうか、最低限。

○藤田こども課長

法的な部分という意味じゃなくて、私の説明不足で、基本的には確かに施工状況とか、

当然スケジュールも含めて佐賀市のほうにも明示がありますので、その施工状況とか認可保育園愛の泉さんと協議はしていきます。かつ、入札の状況とかですね、あるいはまた施行完了段階での補助金、建設費の支払いとかいう分について、完了届とかいう分については、すべて基本的には書類審査も含めたところでうちが事前審査はいたします。その審査を経て、佐賀県に対して通知を最終的な報告をするという形になります。ですから、私の最初の説明の中で、しませんというお話をさせていただきましたけど、基本的な経過の中でですね、工事の執行状況とか、また最終的な書類審査についてはさせていただきます。

○松永幹哉委員

書類審査ということで、竣工時の現場の審査はやらないのでしょうか。

○藤田こども課長

基本的には、佐賀市が出向いて定期的に現場施工状況を確認するという形にはならないと思います。ただ、先ほど申したように愛の泉さん、あるいは建設業者、あるいは管理業者のほうからのそこら辺の経過についての書類等の提出——報告書の提出につきましては求めていく形になると思います。

○松永幹哉委員

現在までは、そういうふうに竣工検査をやってなかったということなんですけども、これは私は竣工検査をやるべきではないかと思います。現場をですね、管理指針を見て、書類だけではどうしても——どういうふうにあと使っていくのか、それからどういうふうな補助対象と対象外の決め方が現場でなされているのかというのは、はっきりと最終的に竣工時に検査をしておくべきではないのでしょうか。それはどうしても必要性があると思いますけど、いかがでしょうか。

○藤田こども課長

大原則、施工主は愛の泉ということではありますけども、基本的に今御指摘いただいた分——施工の検査内容とかですね、あるいは現場に出向くとかいう分につきましては、佐賀市としてもそこら辺は検討させていただきたいと思っています。

○亀井委員

この県費補助金はですよ、いわゆる例の安心こども基金ですよ。安心こども基金はですよ、幼稚園型の認定こども園の施設整備には使っちゃいかんということになっておるんですか。充てちゃいかんということになっておるんですか。お聞きします。

○藤田こども課長

メニューとしては今年度から入っていますので、補助金として支出することは可能であります。

○亀井委員

それで佐賀市としては、市教委としては、どうしようと思っているんですか。

○藤田こども課長

市としましては、先月の研究会でも申しましたように、幼稚園型の認定こども園に対しましては施設補助はできますけども、やはり待機児童対策として有効性、実効性、あるいはまた経済性に基づいて判断した段階では、なかなか佐賀市として施設補助をするという方向は今の段階では考えておりません。

○亀井委員

しかしですよ、1回にどんと定員をふやして、こんだけ莫大な公費の補助ができるわけじゃないですか。これをやっぱり分散してでもですね、市域全体のバランスをとるといような方向性は絶対に必要だと思うんですね。そういう考え方が全然示されないから、私たちとしても非常に腑に落ちないわけですよ。その辺をもう一遍、教育委員会全体として考える必要があると思うんですけど、中島部長、どうですか。

○中島副教育長兼こども教育部長

安心こども基金がことしからメニューが変わったということです。

もう1つ、我々が非常に危惧していますのが子育て——新しい子育てのシステムがどうなるかというのをちょっと見ているところであります。この安心こども基金のほうที่ やっぱり原資が限られたところもございまして、今議員おっしゃられた、ことしメニューが加わったから即、例えば幼稚園部分にしてはどうかということまでちょっと今のところまだ踏み出し切れていない状況です。

あともう1つ、保育園と認定こども園の中で幼稚園部分にということなんですけど、この部分で、例えばゼロ歳から2歳までの本当に今8割ぐらいがそこら辺で待機児童が発生しているわけですが、そこら辺に今認定こども園のほうの実績を見ますと、まだまだそのほうがちょっと弱い部分もございまして、果たして待機児童解消ということまでその分ができるのかというのが、ちょっと我々もまだ確認ができていないところでございます。ただ、メニューとしては今ございまして、今後この分について勉強はしていかなければいけないとは思っております。

○亀井委員

今、部長が言われた低年齢の子ども、いわゆる乳児の部分ですけどね、それも結局は話し合い——協議だと思うんですよ。幼稚園、認定こども園側との協議だと思うんですよ。やっぱりそういう努力をされんで、ちょっと期待ができんからだめだというような言い方はですね、ちょっとぜひ改めてもらいたいと思います。

○堤委員長

要望ということでよろしいですか。

ほかに。

○重田委員

ちょっと私、ほとんど素人ですけどね、幼稚園を見たらほとんど定員割れですよ。7割——それぐらいかな。ある程度の年の子は保育園からそっちのほうにやって、そして幼稚

園にやるという、そういう調整というのはできんとですか。片やどこかは定員割れしとつですよね。片や待機児童はおるですよね。それば調整していくぎんた、何億円でお金使わんでですよ——そして、基本的に子どもたちは多分減っていくですよね、子どもの数というのは。それが1番効率的だと思いますけど。

○藤田こども課長

原則保育に欠ける子どもさん——両親共働きを含めたところでですね、保育に欠ける子どもさんにつきましては、児童福祉法の24条に基づいて佐賀市が保育の実施になります。したがって、特段認可保育園の老朽化が出るとか、あるいはまた待機が出たときにつきましては、まずは市が何らかの手だてをしなければならぬという形になります。ですから、そういう意味で保育園と幼稚園の法的な根拠が基本的にはやはり違うと思います。

それで結果として、補助金の体制も文部科学省あるいはまた厚生労働省の関係でですね、やはり土俵が全く違うというところがあって、結果として今入所状況もそういうふうに変わってきたという差が出てきたかなと思っています。私たちとしても、まずは待機児童対策の中で、先ほど申した市の責任のもとでは今の既存の認可保育所を何とか拡大——定員拡大したい。ただ、やはり認可1園をふやすことは、ちょっと将来の負担含めたところではなかなか難しいだろうという意味では、まずは定員拡大——繰り返すようですけど、今の佐賀市の保育園の3,800人の定員を少しでもふやして受け入れ状態をつくっていきたいというところであります。

○重田委員

私も子ども4人育てよるですもんね。うちにきは保育園しかなかけん、保育園にしかやらんばってんですよ、いろいろ聞くぎんた絶対幼稚園じゃなからんといかんというのはなかですもんね。絶対保育園じゃなからんといかんてなかですもんね。国の管轄しとつけんって、市が管轄しとつけんなんじゃいじゃなかですもん。同じ子どもけん、安うして同じ条件でん、どこにやっでんあんまりかわらんよて。国が管轄しとつけん、市が管轄しとつけんって、子どもはあんまり関係なか、親も関係なかつちゅうわけですよ。

その辺ば、何か佐賀市はうまいとこやりよるねって、さすがねって、そういうシステムはでけんとですか。

○中島副教育長兼こども教育部長

今、重田委員おっしゃるように、子どもは1人であって、そういったことをして片一方で待機児童が発生していると。片一方で定員が割れているということも踏まえまして、今の国のほうで新こどもシステムということが考えられていると思うんですよね。

ですから、今おっしゃったように、それぞれが国でも所管が違うとかですね、そして片一方では法律の中で児童福祉法の中で市の業務としてですね、保育に欠ける子にはしなければならないとなっているわけですね。そういったことがあって、今のような現実があるもんですから、国のほうもそれを今是正するというところでいろいろ検討されていると思う

んです。ですから今非常にちょっと過渡期的なものがあるんですね。我々も、先ほども亀井委員の質問のように、わかるんですけどそういった動きも片一方であってのものですから、おっしゃったようにそれが少しでも制度が見てくればですね、ある程度その平準化はいいですか、そこら辺の動きにまたなっていくんじゃないかという期待といいですか、気持ちは持っているというところではございます。

○重田委員

何か、結局6歳になるぎんた小学校に、幼稚園に行くけんが飛び級で3年に行かるっよっていうならですよ、これはまた違うと思うし、何か中学校の野球てんと一緒のごたるですもんね。リトルリーグに行く、軟式に行く、結局は高校野球に行くですもんね。高校に行って野球するですもん。それと一緒にですよ、そこんたい、もうちょっと仲良うやるぎんたよかとやなかとかなと思うし、国の動かんとやっぱりされんとですか。反対に、佐賀市がこういうシステムをつくったって。やっぱり佐賀市のごとせにやいかんとやなかとねって、全国に広がるようなやり方というのはでけんとかですか。その辺どがんですか。

○藤田こども課長

先ほど亀井議員さんおっしゃった、その幼稚園型の認定こども園について、それを広げるといふところも確かに手だてとしてはあると思います。

ただもう一方で、私どもも確かに御意見——幼稚園から御意見を聞くとですね、やはり補助金も含めて、当然入所の状況も少ない中ではかなり厳しいという御意見も賜ります。

一応、私たちとしても今の——今部長が申したように新制度に向けてですね、過渡期中でですね、何が出来るかというところはやっぱり考えたつもりであります。ただ、やはり最小限の措置しかできないかなというところを思っています。

ただもう一方で、受け入れる佐賀市の子どもさんを受け入れているというところでは、ほかの制度でありますけども、幼稚園に対してもそこら辺は障がい児の受け入れをされた分についての市単独の補助、あるいはまた延長保育をされたものについても市の単独の補助とかですね、市独自の分はですね、最小限でありますけどもさせていただいている分あります。

ただ、委員おっしゃった制度そのものを市独自として国の制度と別というところまでは、ちょっと私どもも今の段階で過渡期中ではなかなか考えられないというところがございます。

○重田委員

済みません、何回も。

例えばですよ、市が間に入ってですよ、やっぱりもう大きくなるとるけん、幼稚園に行かんですか。せいぎんた50人ぐらい減らすぎんたですよ、保育園にその分を入れらるっですよ。そういう調整っていうとはでけん。保育園とやっぱり幼稚園って、そがん仲悪かですか。実際言うて、私たち、どこに預かって関係なかつと思う、値段の一緒で同じ

ごたるやり方ばしてくんさっなら。そいけん、値段の違うないですよ、例えばある程度給料の高っかぎんたですよ、保育園って結構は払わないかんですよ。幼稚園がましよねって言って役場職員の子どもは幼稚園に行ったりしよごたっですもん。そいけん、百姓さんの子どもはですよ、がばい安かけん保育園にしかやらんということもあって、そいけん、そういう部分は何かあんまり変わらんごたっというのあんない、どがんかでけんとですか。

そいけん、法何条、法何条て幾ら言われてでん、それはもう保育園がそういう児童福祉法とか保育園児は知らんけんですよ。

○藤田こども課長

私の説明も繰り返しになりますけども、やはり今の佐賀市の保育の実施義務の中ではですね、やっぱり認可保育園に対する調整がやはり市としてしなければならない分で、私立の幼稚園に対する調整というのはなかなか難しいというか、できない状態です。

ただ、この認定こども園にしても、愛の泉さんは幼保連携——両方——認可の保育園もあるし、認可の幼稚園もあります。そういう意味では、幼保連携である限りにおいては、今委員おっしゃったように、ある程度大きくなったら幼稚園部分に入れようかなとか、そういうところは可能になってくると思います。

○堤委員長

だんだん議案から外れてきているようでございますので。

○重田委員

佐賀市は合併前から子どもたちを一体的に育てようと言って、こども課てんですよ、いろいろ教育委員会の中に入れてやっつけん、そういうところは非常に進んどっかなあて思うとばってん、実際、やっぱいそういうとはでけんとですよ。

そいけん、ここんたい、基本的な考え方として、お金ばこいだけつぎ込むんじゃなくてですよ、もうちょっと——やっぱりやり方としては不可能なんですかね。

○藤田こども課長

不可能かというところを聞かれればですね、確かに今申した幼稚園型の認定こども園であればですね、基本的には保育園部分も含んできますんで、それは保護者の選択の中で幼稚園ばかりじゃなくて、うちの子は保育園、あるいは0歳児から幼稚園に行かせるということ是可以すると思います。ただ、やはり今おっしゃった市が積極的に調整するという制度はちょっとなかなか今の段階では難しいです。

○白倉委員

今回の議案についての趣旨——佐賀市側としては、待機児童対策っていう言葉をまず述べられています。

先ほどの説明があった、ここに上がっているこの愛の泉さんに関して、市内からとかいろいろなところから受け入れてられていると。佐賀市全体的で待機児童対策に対応するって

いうことをまず言われましたが、それは今各認定こども園も含めた幼稚園施設を見て、当該地域だけじゃなくていろんな地域からの受け入れ——親の勤務先等々もあって、一般的な話ですから、それは特段述べる理由ではないと私は思います。それ、どこでもやっている努力の一つであるとまず思いますね。

それで、待機児童対策っていうのをまず前面に出すならですね、きのう議案質疑も出ましたが、今待機児童の多い開成、鍋島、兵庫、高木瀬、そして当地域ですね、それぞれの待機児童の数、把握しておられる——それぞれがどれくらい待機児童がいて、結果的にこのところに集中して巨額を投資します。ただ、工期が間に合うか間に合わんかだけの問題じゃなくてですね、待機児童対策としてとらえるならですね、そこまでの説明を私たちはしっかりしていただきたいと思うんですが。何なら資料で出していただいても。

○藤田こども課長

これは22年度の待機状況——今年度途中107名という話をしましたけども、例えば小学校校区で言いますと、鍋島小学校校区が16名、高木瀬小学校校区10名、あと兵庫小学校校区が11名、新栄小学校校区9名、開成小学校校区6名、あと西与賀小学校校区が7名ですね、主なもので上がっております。

あと、確かに北部地区ということでここ3年間待機が出ている中で、例えばことしの9月1日で17名出てるんですけども、これは今ちょっと見ると、今私が申しました鍋島とかあるいは兵庫とかいうのは余り出ていない。どっちかといえば、南部地区がちょっとちょこちょこ——3人とか4人とか出ている中で、確かに3年間の待機児童は北部地区に出てるんですけど、なかなかこの待機児童の保育ニーズの需要がなかなか見込めないのが正直なところであります。

例えば、きのうの議案質疑でもやりとりさせていただきましたが、待機の部分は出てるんですけど地区はなかなか限定できないというところもありまして、そういう意味では、ちょっとことしにかけての保育所の——ちょっと今の17名の状況を参考にさせていただきましたけど、私が申したのはやはり状況が北部地区には出てるけど、将来的にはどうなのかというのはまだ未確定の部分があるかなという意味でも、やはり今の段階では全体の枠を広げるのが得策かなっていうところで考えました。

○白倉委員

17名の待機児童——現実的な今の数値として。それにおいても待機児童対策としてこの地区に50人の定員増の巨額を入れていくんですか。

○藤田こども課長

少なくとも、今回の17名に対する対策じゃありません。

やはり、ここ数年間の年度途中の待機が減らないこと、あるいはまた去年に比べてことはやはり70名ぐらい、定員っていうか入所児童がふえています。入所率といいますと約113%、やはり1ポイントぐらいふえています。それに対応する対策として考えています。

○白倉委員

いずれにしても、ちょっとバランス感覚って申しませうか、ちょっと待機児童対策っていうのは、もちろんその待機児童を全部吸収するっていう考え方と、利用者にとってはなるべく自宅とか職場も含めてですけれども、使いやすい保育所を選びたいっていう、これも佐賀市が直接いろんな要望を聞かれていますので、いろんなところを紹介する中でそのことは1番御存じだと思うんですね。

それで、そういった意味でも若干バランス感覚をどのあたりにどういうふうに置かれて予算組みされたのかなってちょっと疑問点があるのが1つと、それと県の安心こども基金も含めた1億6,200万円ほどの大きなお金を使うと。先ほどもちょっと質疑が出ましたけれども、今現実問題としては、幼稚園型でゼロ歳児から預かる経営努力をされてる幼稚園っていうのが幾つかあるんですね。それで、何とかゼロ歳児から預けるっていうニーズを広げたいとかと——今後も含めてですね。それには、今の制度では補助等々がないからですね。この安心こども基金、今年度の使い勝手のいい部分を利用して、ぜひその辺を考えたって手を挙げられた園が幾つかありまして、それは研究会のときでも説明を受けましたが、そういったところはですね、私ある意味、やっぱりそこでもうこれ以上ゼロ歳児、1歳児を受け入れられないっていう経営状態からしてですね、そういったところで市内に預けに行かれるっていう部分もやっぱり正直あるんですよ。

だから、集中していくとか、今現在の保育園にとかですね、そういった状況もあり、それとそうですね——前回の研究会の説明でもきょうの部分でも、安心こども基金の使い方の1つとしては、私、幼稚園はつぶれていきかねないと思います。そしたら、佐賀市の教育の目線として地域で子どもたちを育てるっていうふうな大きな目線が1つあるわけでしょう。佐賀市全体の中で、待機児童吸収していくっていう考え方も1つこれあり、それと地域のまなざしで保育園児、幼稚園児の子どもたちを育てていくっていう目線も一つあるわけですね。

だから、やっぱり今回の予算づけの中でその辺が欠けているんじゃないかなっていうのこれ正直思います、ただ単に待機児童対策っていうならですね。若干、私は納得いきかねるところでありますので、待機児童対策なら待機児童対策でもいいんですが、ここに巨額の予算を投資して、かつ50人の定員増をしたというところの説明をもう1回しっかりと考え方として示してほしいんですが。今の説明じゃ納得いかないところがありますので、今以上の説明っていうのを求めることができますか。

○藤田こども課長

今、当初の入所調整——大体、各保護者の方から第1、第2、第3希望をとらせていただいて入所調整をやっています。ただ、やはり第3希望まで希望どおりにいかない方もかなりおられる中で、その方たちはどこに行くかという、やっぱり想定していなかった、空いた保育所に私たちが案内して、ここどうですか、ここどうですかというところで調整をさ

せていただいています。

委員おっしゃったように、間違いなくそのニーズ——保護者のニーズに応じて、大体第3希望ぐらいまでにすべて入所ができれば1番私たちもベストだと思ってるんですけど、やはりそのキャパを考えたら——やはりこの地区にこれだけのキャパがいるというところは、そこももう一方ではなかなか私たちもはかり知れない部分があります。

そういう意味では、やっぱり何回も繰り返すように、佐賀市としてはやはり極力佐賀市の待機が減るような形でのキャパをふやすという手だてが、やはり第1ベターな選択かなと思っています。

また、あと幼稚園側の今の御努力——今回、11園の幼稚園——希望されたところにも、ずっと私ども説明にまいりました。その中でも、やはり今委員がおっしゃったように、0、1、2歳を積極的に受け入れていただいているという御努力も、当然私たちも何回もお聞きしました。私たち、それに対しての説明につきましては、やはり基本的には待機児童対策——特にまた今、幼稚園型につきましては今300人の定員の中で約250の方が、保育に欠ける子どもさんとして各幼稚園型の認定こども園で受け入れをさせていただいております。ただ、その250人も研究会の中でもちょっと申したんですけど、やはり0歳児というのは、やはり二、三十人、あと1歳児、2歳児に伴って100人とか、2歳児も100人というところでは、私どももやはりその調整はですね、やはり保育に欠けるイコールすぐに0歳児だから受け入れていただけるかというところは非常になかなか難しいかなというところでは、やはりその調整機能という意味では、幼稚園型のこども園については、佐賀市としてはなかなか今の段階で待機児童対策としては難しいかなという判断をしました。

○川副委員

議案書1の26ページ、専決処分の分ですけど、この草刈り機でですね、この事故が起こったということで、人身事故でなかったのは幸いかなということで思っております。

この状況っていうか、学校敷地内の周辺をされて、この草刈り機により小石が飛んで車に当たったのか、内容だけお願いします。

○角学校教育課長

3件のうち、草刈りをされているとき近くを通ったトラックに石が当たったというケースが1件で、あと残り2件はもう敷地内に駐車されていて、その近くでされて当たったという状況です。

○川副委員

当然、草刈り機は非常に小石があるときは、私たちもよく使うんですけどなかなか危ないということで、やはり草刈りをする前にですね、例えば周辺の場合は、当然小石——バランス関係が結構あるところがありますので、そこら辺の小石関係を十分整地して草刈り機を使っていたら事故も減るんじゃないかなということで思いますので、検討をお願いします。以上です。

○重田委員

済みません。私も草刈りはよくやるんですが……——こがん飛ばんですもんね。そいで、誰がしんさったとですか、素人ですか。

○角学校教育課長

素人の方じゃなくて、もう毎年作業されていて——ですから、草刈りを初めてされたとかそういう事務員ではございません。

○重田委員

そんない、市では草刈り講習会か何かせんないかんとかですか。

私も——うちにきも、道端とかほとんど——市道も地元でしょっですもんね。でも、こういうことはほとんどなかですよ。

そいけん、小石ぐらい——ねえ、こい、ちょっと——どういう状況で——そいで、結構、傷——お金も結構かかっとなすよ、石だけですか。草刈り機の真っすぐ車に当たったわけやなかですよ。

○角学校教育課長

申しわけございません。いろいろ御迷惑をかけておりますけれども、確かに学校の中は結構、そのバラスは確かにあちこちに多うございます。ですから、当然事前の確認といたしましよか——は、すべきだったと思いますし、ただ、まったく小石がない場所を探して草刈りちゅうのもおかしいし、ですから結論はですね、その近辺に車がないことを確認して、あるいはあればそれを移動させて作業を行うというのが鉄則でございます。ほとんどの学校はそれができておりましたけども、残念ながらここは、通りかかった車は別といたしまして、2校に関しましては事前に車移動の指示がなかったということで、結果的にこういう事故が発生してしまいました。

○堤委員長

よろしいですか。

はい、補足ですね。どうぞ。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

研修の話がちょっと出ましたので。

教育総務課のほうで職員研修を行っております。早速、50人近い学校事務員っていうのがおりますけれども、その中でリーダー的な者2名を選抜して、8月30日に労働局関係の佐賀教習センターというところで、仮払い機取扱作業安全衛生教育というのを6時間、2人受けさせております。このリーダー的な者2人にですね、ほかの事務員に対しての指導というのを教育をしていただくというような形で今後の教育を考えています。

○松永幹哉委員

済みません。

くどいようですが、この作業中はいつも1人なんですか。

○角学校教育課長

ほとんど、事務員が1人で作業をされております。

○松永幹哉委員

最近ですね、土木業者においても道路の横を切ったりするときには補助員がつくんですよ。音が大きいから、人が寄ってきて聞こえないんですよ。止まっている物に対しては、いつも状況把握をしながらするんですけども、道路わきとかは、最近は防護板をつけながら2名で作業をやられてるんですね。それは市道だと思うんですけど、ケースバイケースで1人できないような作業とか、そういうふうな指導もですね、やっぱりやっていくべきかなと思います。

確かに、2人の専門的な——上手な人にやって、あと50人に伝えるというのは、当然精度はそこで落ちますから、だからそういうマニュアル化がどうしても——こういうときはこうするんだというような徹底したマニュアル化がないとですね、これ1ヶ月に1回ずつ起こっていつてますから、早く止めるべきだったんですね、もう最初に。

だから、その辺はちょっと、徹底をするような、もう少しこう——ただ研修に行って、それから50人に伝えていくっていうだけじゃなくて、その辺はやっていかないとこれはまた起きますよ、必ず。以上です。

○堤委員長

意見ということよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

はい、山田委員。

○山田委員

しつこいようですが、ちなみにもしですね、差し支えなかったら、この3件の学校名を教えてください。

(「言ったよ」と呼ぶ者あり)

○堤委員長

まあ、念のため。

○角学校教育課長

確認をいたします。表の上から申し上げてよろしいでしょうか。大和中学校、6月2日発生、それから2番目が5月12日、東与賀小学校発生、3番目が7月5日、開成小学校で発生でございます。

言いわけではございません。申しわけございませんが、実は2件目が発生した段階で、私どももやっぱり危機感を抱きまして、校長会で具体的にですね、先ほど松永幹哉委員がおっしゃったように、やっぱり複数による作業というのが大事だろうといったことで指導もいたしました。ネットを張る、あるいはベニヤ等で防護板を置くとかですね、そういったことをお願いしたあとに、残念ながら1件発生いたしまして、またそれもこれじゃいか

んということで教育総務課とも連携いたしまして、やはり講習会をせんといかんやろうと。具体的に指導していこうと。また伝達もせんばいかんだらうということで動いているところでございます。

○堤委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、以上でこども教育部に関する議案の審査を終了いたしますが、資料の提出が2つございましたけども、どうでしょう。時間的にはいつごろまでにでき上がりますでしょうか。午後1番で可能でしょうか。もしくは、午後1番でなくても次の社会教育部が終わったタイミングでも——調整しながら——じゃあ、事務局と調整してください。

それでは、そういったことで、こども教育部に関する議案の審査を終了いたします。

こども教育部の職員の皆様は御退室いただいて結構でございます。ありがとうございます。

◎こども教育部退室

○堤委員長

委員の皆様にお諮りしますが、もう12時5分前になっていますが、社会教育部は午後からということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、1時再開ということで、しばらく休憩したいと思います。

しばらく休憩いたします。

◎休憩 午前11時59分～午後1時02分 休憩

○堤委員長

それでは審査を再開いたします。

社会教育部の議案審査に入ります。まず、条例議案から審査いたします。

第84号議案について執行部から説明を求めます。

はい、どうぞ。

◎第84号議案 佐賀市報酬及び費用弁償支給条例及び佐賀市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例 説明

○堤委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。

御質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、質疑もないようですので条例議案の審査を終わります。

次に、予算議案であります第71号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いします。

はい、どうぞ。

◎第71号議案 平成23年度佐賀市一般会計補正予算（第2号） 説明

○堤委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。

御質疑がございませんか。

はい、白倉委員。

○白倉委員

1点、お伺いします。予算書の67ページなんですけれども、佐野記念公園の関係なんです、こちらの資料で推進していく事業のところと、それと埋め戻し復元のほうですね、復元が減額っていうふうに御説明受けました。それで2点、お伺いします。

まず、復元費用に関しては、国・県等々の予算措置の分が絡んでくるのかっていうのが1点と、それと今回、この発掘に伴い復元ができないというのであれば、例えば繰り越し等も含めた手当てなんかの考え方ですね。一たんここで減額してしまうっていうことに対するちょっと説明を——国・県の絡みなのかどうかも含めてお願いします。

○文化振興課世界遺産調査室長

まず1点目、佐野記念公園の公園復旧工事費について国・県の補助等があるかというふうな御質問ですけど、それについてはございません。この場合の公園の復旧工事っていうのは、今発掘調査のためにですね、埋め戻しまでは発掘調査に伴う掘削工事でやっておりますが、埋め戻しただけで、植栽ですとか一部外灯ですとか、芝生とか、あるいはふち石とか園路というものがそのままになっておりますので、それを復旧するもののことを言いますが、その分は補助対象経費に含まれておりませんので、国、県等の補助はございません。

2点目の、なぜ減額なのかということですけど、一応昨年度にですね、今年度当初にこの工事費を上げるときに、大体4月に当初の確認調査の部分は1番北側の部分をやりましたので、公園のほうはもう掘ることはないだろうと思って予算化をしておりましたが、年度末から今年度にかけて文化庁等との折衝でですね、まだ追加調査のほうの今回予定もしておりますし、これで調査が終了するかどうかわからない部分がありますので、繰り越しをかけて、さらにもう1年ちょっと延長する場合にはちょっとできなくなりますので、それで一たん、今回はこの分で増加分の工事費を除いて減額したというふうなことになります。

○松永幹哉委員

1点だけ。埋蔵文化財の発掘調査の中でですね、委託料——空中撮影分と図面化分——これは別々なんのでしょうか。それと空中撮影をする業者というのは、ほかに何社かあるのでしょうか。

○文化振興課世界遺産調査室長

委託料についてでございますが、一応空中写真撮影と測量委託は別のものでございます。主に遺跡調査のほうの空中写真撮影を受託する業者は九州内に何社かありますので、そこで見積もり合わせをして決定をしているというふうなことになります。以上です。

○松永幹哉委員

ちなみに、金額——空撮分と図面化分の金額の内訳を。

○文化振興課世界遺産調査室長

空中写真撮影のほうがですね、今予定しております予算では19万円ほど予定をしております。残り……——

(「概数でよろしいですよ」と呼ぶ者あり)

残りの170万円ほどが遺跡現地の調査と、そのあとのデジタル図化の委託料ということになります。以上です。

○亀井委員

ちょっと基礎的なことを伺いますけど、安政5年当時のこの場所の名称は海軍伝習所ですか。

○文化振興課世界遺産調査室長

この場所と申しますのは、三重津の南のほうでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

えっとですね、今ドックとかがございます部分とその北側の調練所の部分は翌安政6年から拡幅が始まっておりますので、当時は早津江の干拓地の一部というふうなことになっております。安政5年まではその南の三重津海軍所の南半分の部分までの拡張はされてなかったというふうなことになります。今の1番北側の船屋と船入場のところだけであったというふうなことになります。翌安政6年から拡幅が始まって、1番最後に遅くとも文久元年にはドックのあたりまでの整備が完了したというふうなことになります。

○亀井委員

この発掘調査はどのぐらい時間かかりそうですか。

○文化振興課世界遺産調査室長

今回、この予算を御承認いただきましたら、実質的な調査の開始は10月の後半からで、11月いっぱいをめどにですね、調査を終わらせたいというふうに考えております。

○亀井委員

その際、現地説明会とかの予定はされてますか。

○文化振興課世界遺産調査室長

発掘調査ですので、お見せできるものが出なかった場合はちょっとできませんが、大体三重津のドックの続きが出てもらわないと困る状況でございますので、お見せするべきものがあつたらですね、また日曜日ないし土曜日に現地説明会のほうを開催したいと考えて

おります。

○重田委員

済みません。66ページ、コミュニティ助成事業ですね。

これ今回、自治公民館の東与賀の部分と高木瀬の東高木ということなんですけど、実際ですね、今までずっとやってきて、該当しなかったことはあるのか、それか基本的に全部該当していくのか。

それと今回ですね、実は公民館関係じゃなくて、緊急間伐促進事業で自治公民館が結構建設されます。そのときですね、こういうのをあわせて申請というのは可能なのか、その3点についてお伺いします。

○右近社会教育課長

今回は一般コミュニティ助成ということで、ほとんどですね、これ採択を受けています。ただ、建物を建てるコミュニティセンター助成というのがもう1つ、助成内容が違うのがあるんですが、それはなかなか採択は厳しいという状況です。

それから、森林整備加速化の補助金が23年度までの限定ということで、自治公民館を建てる場合も該当したんですけど、その森林整備の補助金で公民館を建てる分と自治公民館建設補助ということで社会教育課で補助する分、それは重複して受給ができます。それと、あと森林整備の補助金で建てた場合は、一般コミュニティセンターの助成とかですね、そういう建物の国庫補助の二重の補助はないということになります。

○重田委員

私が言うのはですね、今、自治公民館の備品関係をここが全部買ったってということで説明があったんですね、森林加速化もことし——まあ、基本的に繰り越しが若干あるかなと思うんですけど、ほとんど建て終わると思うんですよ。で、備品関係で来年、応募したいというようなことをいろいろ聞くんですよ。それというのは十分可能ですか。そいで、基本的に例えば10公民館あったら10公民館可能なのか、それについて。

○右近社会教育課長

東高木自治会は森林整備の建物の補助金を受けておられますし、この一般コミュニティも該当します——これはですね——備品は両方該当するということです。

あと全部申請をしたら全部該当となるかというのは、自治公民館の建設補助じゃなくて…

(発言する者あり)

備品関係のコミュニティのほうですね。あのですね、過去、四、五件ぐらいですね、申請があったときには全部採択を受けています。ただ10件もいくらかというのは、ちょっと過去事例がありませんので何とも言えませんですけども、四、五件でも該当した経過はあります。

○重田委員

今回ですね、2自治公民館がこういう応募をされたんですけど、基本的にですね、皆さんやっぱりわかってあつとですよ。例えば、自治公民館長の何か研修会等にですね、こういう事業があるっていうのを皆さんに十分知らしめて、その結果としてこの2自治公民館なんですか。

もうちょっとですね、実は佐賀市ぐらい多かったら、反対にもうちょっと応募があつていいんじゃないかなと思うんですよ。その点、どうなんでしょうか。

○右近社会教育課長

先ほど、四、五件と言いましたが、実は平成20年度は7件ぐらい採択されてます。すべて採択されています。

周知については、佐賀市報ですとか、そういう自治会長会とかですね、広報はしてるんですけど、なかなか全部が知ってるというふうにはならないということもあつてですね、年度によっては1件とか2件とかそういう状態ですので、なるべくそういう広報には力を入れたいと思います。

○堤委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでございますので、審査のほうは一たん終了いたします。

報告等がございますので、第15号報告についてお願いいたします。

◎第15号報告 平成22年度佐賀市一般会計継続費精算報告書の報告について 説明

○堤委員長

先ほどの報告について、御質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、以上をもちまして議案の審査並びに報告等をすべて終了いたします。

社会教育部の皆様は御退室いただいて結構でございます。お疲れ様でした。

◎執行部入れかわり

○堤委員長

それでは、引き続きまして、保健福祉部のほうの議案の審査に入りたいと思います。

なお、申し添えますが、4款1項7目火葬場費の市民生活部も含んでおりますので、御了承賜りたいと思います。

まず、条例議案から審査をいたします。第83号議案について、執行部から説明をお願いします。

はい、どうぞ。

◎第83号議案 佐賀市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑はございませんか。

はい、重田委員。

○重田委員

これを見ててですね、この前、紀伊半島の大雨——うちら辺のような山間地に行くぎんた、谷によってぜんぜん違う部分のあつてもんね。そいぎんた、これ5世帯以上が滅失しとかんないかんということで、例えば地域によって2件しかなかよ、3件しかなかよっていうとがあるんですよ。そういうのは、やっぱりだめなんですか。数の多からんないかんていうとはですよ、これはちょっとどういうもんでしょうか。

○江副保健福祉部副部長兼福祉総務課長

この災害の規模については、厚生省通達等で限定されています。

先ほどの1所帯だから、2世帯だからという部分での規定はございませんで、これ以上という形での規定なんで、そこがこの弔慰金の対象になるかどうかというのは、またちょっと別途協議する必要があるのかなと考えています。

ちなみにですね、過去佐賀市の事例で申し上げますと、この弔慰金の対象になられた方が2件ございます。昭和57年の合併前の富士町ですね、こちらに対して1件、弔慰金を払っています。それと、合併前の佐賀市ですけど、平成3年度にはお1人だけ、500万円の支給をしています。

その辺、ちょっと実態的にですね、何世帯以上がっていうのはちょっと把握しておりませんが、先ほどの質疑については、この辺は実際の災害の程度であるとか、そういった部分が協議の対象になるんじゃないかと。規定上は、もうここで規定されているとおりです。

○重田委員

現時点でも非常に世帯が減ってきていて、後10年後はですね、多分、がばって減るところが結構出るんですよ。そうなったときに、対象にならないということがあったらいけないんで、県の例えば急傾斜地も5件以上っていう条件——大体終わったんですよ。優先順位として5件以上で、その次は4件ですよ、3件ですよって、そがんなっていきよつてもんね。

そいけん、そういう形の中ですよ、やっぱり市のほうからもそういう要望というかです、そういう形ばしていかと、非常に救われんところの出てくっと思えますんで、よろしく願いしときます。

○白倉委員

ちょっと、ちなみに確認したいんですけども、これ原資はどういうふうになっていますでしょうか。

○江副保健福祉部副部長兼福祉総務課長

この弔慰金ですね、500万円、250万円については国が2分の1、県4分の1、市4分の1の財源スキームになっています。

○堤委員長

よろしいですか。

他に御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、条例議案の審査を終わります。

それでは予算議案である第71号議案を審査いたします。執行部から議案の説明をお願いします。それから、第16号報告もあわせてお願いいたします。

はい、どうぞ。

◎第71号議案 平成23年度佐賀市一般会計補正予算(第2号) 説明

◎第16号報告 専決処分の報告について 説明

○堤委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑はございませんか。

じゃあ、山下委員。

○山下明子委員

今の専決処分ですね、根拠になっている第2号の規定ってなってますけど、第2号の中身って何ですかね。というのが、次のほうは別件で第3号になっているんですが、第2号と第3号の違いを…済みません。

○中島高齢福祉課長

ちょっと今お答えできませんので、後もってお答えするというような形でよろしいでしょうか。

申しわけありません。

○堤委員長

じゃあ、取り急ぎで調べていただいて、お願いします。

ほかに御質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○川副委員

ほほえみ館の駐車場整備の件でお聞きします。保健福祉部資料3ということで、いただいております。

工事費の内訳ということで掲げてありますけど、この工種によって、例えば発注する場合にですね、工種によってそれぞれ発注するのか、もう一括して発注されるのか、そこら辺をお聞きいたします。

○岩橋健康づくり課長

発注は一括発注を今考えております。

○川副委員

一括発注ということですが、やはり今土木関係のほうがですね、非常に厳しい会社が多いかなということだと思いますし、やはり数多くの企業のほうに発注したほうがいいかなということで、工種ごとに発注ができないものか、ちょっとお聞きします。

○岩橋健康づくり課長

今回の工事につきましては、実はこの駐車場を活用しながら工事をやっていくという、ちょっと特異性がありますので、分割発注をできるのかどうかについては検討させていただきたいと思います。

どうしても、そういう分割的にやっていく中で難しいということであればですけど、何らかの方法でできるということであれば、そこも検討させていただきたいと思います。

○堤委員長

はい、ほかに御質疑はございませんか。

(発言する者あり)

じゃあ、関連のほうでいきましょうか。

はい、白倉委員、どうぞ。

○白倉委員

ちょっと確認させていただきます。

先ほどの工事の件なんですけれども、プロがなさるお仕事ですからそういうことはないと思うんですが、私たちが往々にこういった図面を見たときに感じるのが、実際にもよくあるんですが、植栽率をちゃんとパーセンテージをあれして、駐車場から道路に出ていこうとするときに植栽が非常に邪魔をして、例えば歩行中の人が見れないとか、そういう駐車場ってよくあるんですね、緑化に気を使ったところは。そういうことがないように設計されていると思うんですが、そこの確認をお願いいたします。

○岩橋健康づくり課長

今、植栽の御質問ですけれども、具体的な植栽につきましてはこれから詰めていく形になりますので、当然入口での視界っていうのはこれだけ多くの車が入り出しますので、そこは十分確保したいと思っておりますので、御意見を十分尊重したいと思います。

○川副委員

済みません。私の質問の続きですけど、この中に植栽工事ですね、これはもう完全に工種が違ふと思いますけど、これについては発注業者は全然違ふということ考えていいですか。

○岩橋健康づくり課長

植栽工事につきましては、今考えられるところでは分けて発注ができると思いますので、

そこは検討させていただきたいと思います。

ちょうど一番多い植栽が城東川の工事との関係から、ここの工事が終わらないとできませんので、ちょっと明許繰越との関係も出てくるかと思いますが、そこら辺まで含めたところで検討させていただきたいと思います。

○川副委員

今回、この駐車場で1万平米——1ヘクタールですね。大きい面積ですけど、今までは舗装されなくてバラスを入れた状態で、例えば雨が降ったときは下のほうに浸透していくということで、その分の雨水関係がクリークに流れない状況でしたけど、今回すべて舗装されるということで、雨水はクリークのほうに流されるということになりますけど、やはり大雨が多い中でですね、やはりこの雨水の貯水っていうか、そういう対策もしていただけたらなということで感じますが、そこら辺どうでしょうか。

○岩橋健康づくり課長

現行計画では、調整池の機能としての計画は今のところ持っておりません。雨水に関しましては、当然周囲に側溝としまして南側の水路に落とすという計画であります。

それと、あともう一つ考えられるのが浸透性の舗装が考えられますけれども、浸透性の舗装につきましては、よく使われているのが歩道上の部分ということなんです。車道部分に関しましては耐久性がないということで、通常、道路で使用されている浸透性の舗装というものは、一たん舗装をした上に荒い舗装をやって、表面に水がたまらないような施行になっているということです。この場合、そういうことをやると浸透はできないんですけれども、上水の処理はできるという形になります。ただ経費的には、要するに舗装をした上にまた舗装をするという形なので、ちょっと、そのあとの維持管理まで含めたところを考えますと、現在の舗装工事だけで今のところ考えているところです。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。

はい、重田委員。

(発言する者あり)

はい、じゃあ、重田委員、どうぞ。

○重田委員

済みません。今の工事の関係なんですけど、川副委員はですね、分割発注っていうことですが、多分分割にしたら諸経費率が高くなるんじゃないかなと思うんですよね。基本的にまとめてしたほうが、それに対して共通仮設費とかいろんな一般管理費とかかけて、多分、率が下がっていくと。

そいけん、その辺がどういう——分割したほうがよかという考えも、業者としてはあんまりさうばってんが、一般市民からしたらですよ、せっかく、例えば1,000万円が終わつとば分割すつとに1,200万円も1,300万円も出すとはおかしゅーなかねという議論も当然ある

と思うんですね。そういうと対しての基本的なお考えはどうなんでしょうか。

○岩橋健康づくり課長

基本的には、発注することによって経費はできるだけ割安の経費で施工したほうがいいという考え方です。

また一方では、地域の産業育成ということもありますので、予算の範囲内でどういうふうにバランスをとるかっていうのは検討すべきことなのかなと考えています。

○重田委員

私たち、一般市民から言うぎんた、仕事のなかともあっばってんですよ、反対に言うぎんた、基本的に下請も何も佐賀市内で使うてくださいよっていう条件で出すというとも一つの方法やなかかなと思う——この条件のあり方と思うですもんね。

そいけん、その辺——川副委員のような意見もありますし、私のような意見もあります。その辺も十分に踏まえてですね、やっぱりやってもらわんと、業者育成ばかりで高い経費がかかいよっばかいじゃいかんと思いますので。

○亀井委員

先ほど、教育委員会のほうで児童センターの駐車場と一括施工やったらどうかっていう意見が出てるんですよ。予算別々で、別々発注って、初め教育委員会は言いよんさったですもんね。そいけん、それは一括発注してやればですよ、そうすれば要するに、駐車場整備の部分が大半の工事費だから、植栽のところは分割したって大したあれにはならんと思うんですね。全体の工事費は一括してやれば安く上がるわけですよ、絶対に。これは過去の例からですね。だから、それは考えられないのかどうか。

それともう1つは、先ほど川副委員が聞いていました雨水の対策ですが、市議会に用・排水対策調査特別委員会があるのは御存じですよ。そこで、今あちこち調査してるんですが、こういう公共的な施設でですね、やっぱり最近のところは雨水対策をしてあるわけですよ。そこへ降った雨が一度に水路に流れ込むのを防ぐようなことをしてあるわけですよ。貯水池にしなさいと言ってるんじゃないんですよ。地面にしみこませるとか、あるいは周りの側溝にね、側溝が雨水が浸透していくような側溝にするとか、いろんな方法があるんですよ。あるいは駐車場の一部分の地下に貯水機能を持たせて、雨が上がった後に徐々に排水させるやつとかですね、いろんなところを我々見てきてますから、その辺をですね、用・排水の建設部のほうとちょっと協議してもらってですね、一遍ですね、その辺もちょっと考慮していただきたいと思います。これはぜひ思います。どうでしょうか。

○岩橋健康づくり課長

この工事につきましては、建設部のほうと十分協議をさせてもらって行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(発言する者あり)

教育委員会との駐車場の部分についての一括発注に関しては可能とは思っておりますけ

れども、教育委員会等と検討させていただきたいと思います。

○重田委員

これもさっき、教育委員会のときにお話したんですけど、メートプラザとか勤労者体育センターでいろいろ大きな行事があったとき、人間がですね、ずうーっと歩いて行ってですね、なかなか車が通れないという状況があるんですよ。その辺をですね、何とかやっぱり考えてもろうとかんとですね、もう、あすこんたい——先の辺も信号がですね、間に幾らでんあっけんがですよ、もう動かんですもんね。そいけん、例えば歩行者専用の信号をつけるとかですよ、何か考えて。そいでですよ、果たして1カ所でいいのかですね、横断歩道の場所というともですよ。、実はこっちに行かんばばってん、ぐるーっと遠回りして行かんばいかんていうのは結構言いんさっけん、途中から渡りよんさっ人もどっさいおんさっですもんね。その辺も十分検討してください。これはもう教育委員会と一緒にお願いしたいと思います。

○堤委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、第71号議案の審査を終わります。

続きまして、特別会計を審査します。第72号議案から第74号議案について、執行部から説明をお願いします。

(発言する者あり)

どうぞ——どちらから先でも…じゃあ、どうぞ。

○中島高齢福祉課長

先ほど山下委員から質問を受けておりました専決処分の規定の件ですけれども、調べさせていただきましたので御報告させていただきます。

専決処分のここにうちが上げています第2号の規定なんですけれども、交通事故による損害賠償額を自動車損害賠償補償法施行令第2条第1項第1号イに定める保険金額を限度として定める件の場合が第2号ということを書いてあります。

ちなみに、先のほうに言われました第3号のほうなんですけれども、1件100万円以下の法律上、その義務に属する損害賠償の額を定める件が第3号となっております。

最後の第5号なんですけれども、市が管理する住宅の管理上、必要な訴えの提起、和解及び調停に関する件が第5号というふうに定められております。以上でございます。

○堤委員長

山下委員、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、本論に戻りたいと思います。第72号議案から第74号議案について説明を求めます。

はい、執行部、どうぞ。

◎第72号議案 平成23年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 説明

◎第73号議案 平成23年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号） 説明

◎第74号議案 平成23年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 説明

○堤委員長

ただいま第72号議案から第74号議案について説明がありましたけども、委員の皆様から御質疑をお受けいたしたいと思います。御質疑はございませんか。

はい、山下委員。

○山下明子委員

14ページの委託料のところ、レセプト点検を今度から委託するということだったんですが、今までじゃあ、ドクターがずっと会計もされていたということですか。会計というか、請求事務を。

○田中保険年金課長

レセプトに関する点検、作成は医者がやっていたということで、やはりそこにはですね、かなり事務的なものでも問題があったんで、前回も試しではやってたんで、ちょうど今回がそういう妊娠ということで休業されますので、この機会にかえておこうということで、今回は委託を取り入れるということでございます。

○山下明子委員

実際、今までにそのドクターのほうからはそういうことに関しての改善要望だとかそういうことが出ていたということですか。それとも、問題があったということだったんですが、どういうふうな課題があったかちょっと、念のため。

○田中保険年金課長

これはやはりですね、医師のほうから請求できるものを請求し損なうとかですね、そういう懸念される点があったんで、改善をしていただきたいということだったんで、それについては検討しております、どの段階で——当初予算には上げきれなかったんですね。昨年の2月、3月というか、年度の終わりごろにやってたんで、それを来年度からは——必ず24年度はですね、上げようということにしたんですが、今回、ちょうどたまたまお休みになるんで、ここはやはりきちんとやろうということで、ちょっと途中からなんですけども、補正を組まさせていただいたということになります。

○堤委員長

よろしいでしょうか。

ほかに御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑もないようですので、以上で保健福祉部に関する議案審査を終了いたします。

そして、これからですね、研究会に入りますが、その前に1点だけ、資料のほうの説明がございました。

こども教育部のほうから資料があると思いますので、お手元に行きましたでしょうか。
(追加資料配付)

保健福祉部の方はどうぞ、いてもらって結構ですから。大丈夫ですよ、退席されずに。研究会の保健福祉部の分だけをやってから休憩を入れますので、よろしくをお願いします。

よろしいでしょうか。午前中の方で資料を請求しておりましたが、その分ができ上がったようでございます。今から説明をお願いしたいと思います。執行部、よろしくをお願いします。

○中島副教育長兼こども教育部長

遅れて、もうしわけございません。午前中の審議の中で2つ資料要求ということでございましたので、ただいまから御説明申し上げます。各担当のほうから説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○藤田こども課長

まずこども課のほうから、中央児童センター駐車場等整備事業の工事費の内訳の分になります。お手元のほうにこども教育部2の資料を追加させていただいています。中央児童センター駐車場等整備事業1,200万円でございます。

主な内容としましては、まず舗装工が440万円、次に植栽工が210万円、あと車止めブロック工が160万円とあわせて1,200万円の予算内訳となっております。以上です。

○堤委員長

この分につきまして、何か御質疑ございませんか。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

はい。では、もう1点につきまして、お願いします。

はい、どうぞ。

○貞富学事課長

それでは、学校給食の調理業務等に係る債務負担の件で説明をいたします。資料のほうはこども教育部3でございます。

債務負担行為の補正額の内訳ですけれども、ここに示しておりますように、学校ごとに債務負担を計上しております。それで、勸興小学校から高木瀬小学校まで、これは更新分ですけれども、今まで委託をしてきた部分ですけれども、これらの学校につきましては現在の委託料を基礎といたしまして、その金額と同額の分を単年度の委託料と見込んで、債務負担額を積算しております。

新規校であります新栄小学校ですけれども、これについては下のほうに書いております※印の3番目ですけれども、給食実施回数を186日と。これは19年度から23年度までの平均

ということで想定して、業者のほうからの参考見積もりと我々のほうで積算いたしました金額との平均という形で、額を設定をしております。

新栄小学校につきましては、表の1番下のほうをごらんいただきたいんですけども、これは平成27年度までの——これは児童と教職員と合わせた数字を記載しておりますが、見込みの数字というものをあげております。新栄小学校は24年474人という見込みですけども、これでいきますと、調理業務の従事者の配置基準——その上のほうになりますが、これによりますと5人以上の配置ということになります。これをもとに、我々のほうで先ほど言いました積算と参考見積もりという中から、単年度が1,264万9,000円という計算をして計上させていただいております。

ちなみに裏のほうになりますけども、これについてはこれまでの実施回数ということで、新栄小学校につきましては先ほど言いました平均の186というのを基礎としているところでございます。以上でございます。

○堤委員長

このことにつきまして…はい、質問ですか。

はい、松永憲明委員。

○松永憲明委員

ちょっとわからないんですが、勸興小学校と西与賀小学校を比較した場合ですよ、今後の推移を含めても、勸興小は300食を越す状況に対して西与賀小は300食未満でございます。そういう状況の中でですね、委託料を見ていくと、西与賀小学校のほうが勸興小を上回っているわけですけども、どうしてこうなるのかご説明ください。

○貞富学事課長

もともと新規で出すときには、先ほど言いましたような、新栄小学校と同じような形で公募をいたします。その中で、学校によってもですね、形態が変わります。

給食室からパントリーと申しますけれども、子どもたちが取りに来るところまでの距離が遠いとかですね、そういったものをいろいろ勘案した中で、業者のほうでこれぐらいの経費が——人件費が主になりますけれども、必要ですという形で提示をされます。その中で、もう一つ言いますと、我々のほうとしては公募する際に限度額は超えられませんけれども、それと最低この幅で応募してくださいということで公募するわけですが、最低の金額を提示したところを選定するわけではございません。その幅の中に入っておれば、金額的にはOKということで、内容によって審査をした中で、額とは関係なくて、選定していきます。

そういったことで、先ほども言いましたように、学校の内容も違いますので、金額が異なっているというような状況です。

○堤委員長

よろしいですか。ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

じゃあ、私のほうから質問を2つほど。1つは、3人以上とか4人以上とかなっておりますが、ここに5校ございますけども、それぞれ大体何名、実際のところ配置されてるか御存じでしょうか。把握されてますかね。

はい、どうぞ。

○学事課職員

今現在ということによろしいでしょうか。

(「はい、結構です」と呼ぶ者あり)

勸興小学校が5名、それから西与賀小学校5名、兵庫小学校9名、高木瀬小学校9名、それから新栄小学校ですけれども、今直営の状況ですけれども、正規の調理員が3名とパートさんが3名の状態です。

○堤委員長

はい、ありがとうございました。

それからもう1点なんですけども、先ほど最後におっしゃいましたけども、基準の枠内に入っていれば、選考は違う基準でやるんだということをおっしゃいましたけども、金額ではなくてやるということでしたけども、それはどんな基準になるんですか。

私もちょっと一般質問でやったわけなんですけどね、じゃあ、何なのっていう話なんですよね。そこら辺のところは、審査についてどんなになってるんですか。

どうもね、非常に矛盾を感じる場所があるんですよね。ですから、そこら辺、ちょっともう少し詳しく教えていただけませんか。

はい、どうぞ。

○貞富学事課長

業者の選定に当たっては、衛生管理基準とかそういったものを項目ごとに設定いたしまして、それで評点をつけるような形で評価をしております。それで評価をする中で、業者を選定しているというところです。

○堤委員長

やっぱりですね、絶対的な基準というものが、やっぱり入札であればね、やっぱりはっきり白黒が出るわけなんですよ。順位もつくわけですけども、そういった評点でやるというある意味プロポーザル方式みたいなものでやっていきますとね、非常にどこまでたってもあいまいというか、何でそうなったのか経過が見えない部分が非常にあるんですよね。そこら辺っていうのは、やっぱり今後選定していく中では相当明らかにしていただかなくちゃいけない部分になるんだろうと思います。

これは今後のことになりますけども、我々としてもですね、そこら辺についてはどういった経緯に基づいて審査されているかっていうことについてはですね、今後とも是非お示しいただきたいなと思います。これは要望です。

ほかに御質疑はございませんか。

はい、白倉委員。

○白倉委員

今回のこの件に関してですね、あくまで今回。実際にはどれぐらい業者がどこにどれぐらいの感じでとか、同じところが幾つかの学校に応募される場合もありますでしょうし、その辺の実情を教えてくださいませんか。

○堤委員長

応募ですか。今の実績ですか。

○白倉委員

学校単位で。流れとしてですね。同じような流れで選別をされているんでしょうから、その辺があれば。

即答できなければ、また今後でもいいです。応募した業者数で。

○学事課職員

今お尋ねなのは、毎回そのプロポーザルをやるときに大体どのぐらいの業者数の応募があるかっていうことでよろしいですか。それとも、1校に対してどのぐらい提案があるのとか、大体、全体の数でよろしいでしょうか。

(発言する者あり)

大体、市内の企業も含めまして今まで13社っていうときもございましたが、大体10社よりちょっと多いくらいになっています。

○白倉委員

大体10社から13社が複数校も含めて応募されてこられるというふうにちょっと考えたらいいわけですね。

(発言する者あり)

ということでいいわけでしょう。応募っていうか、入札ですから、ある意味ね。

今、入札基準の話がありましたけれども、例えば金額にこだわらず、衛生状態とかそういうのも含めての選定の中で、結果こう決めていっているわけですから、実績としてですね。そしたら、同じところがまた応募してくるちゅうこともあり得るわけですね。衛生上、落としたところが、前回ですね、また応募してくるとか。そういうふうなときには、何か改善されてるとか、されてないとか、そういうことも含めて一切何にもなく、どんどんこちらは何かの要件も提示せずに求めるわけですか、業種に。

例えば、衛生上の基準とか、そういうのを求めた部分っていうのはないんですか。

○貞富学事課長

佐賀市では佐賀市の衛生管理基準を定めておりますので、その基準をどれだけ把握されているかというようなことを審査を行うという形で判断をしております。

○堤委員長

ちょっと議案と離れてきますのでね。

はい、山下委員、どうぞ。

○山下明子委員

ちょっと、ちなみに今の段階では、全部同じ会社ですか。違うでしょう。

ちょっと、今入っているところがどこかを示していただきたいんですけど。どこが入っているのか。

○貞富学事課長

今、受注をしているところの会社名を申します。

勸興小学校、一富士フードサービス株式会社、西与賀小学校、株式会社魚国総本社、兵庫小学校が一富士フードサービス株式会社、最後の高木瀬小学校が学校法人中村学園事業部です。

○山下委員

そしたらですね、今ちょっと、同じ一富士だなと思ったんですが、例えば先ほどの調理員の配置基準でね、何人以上っていうのが示されている中で、勸興小学校だけが5人以上で5人なんですね。あとは一応、その配置基準以上を配置していることになっています。

それで、特に6人以上とかいうところで9人、兵庫、高木瀬で配置されてますね。

契約金額がこれぐらいの規模で、その配置基準以上にプラス3人ぐらい配置していると、例えば人件費の状況がどうだろうとかですよ、働いている人の状況がどうだろうとか、調理員の人がころころ回転してるっていうことになってはしないとかですね、そのことが結局、調理の現場でのいろんな安全の確保だとか、それから意思疎通の問題だとか、いろんなところで齟齬を来していないだろうとかですね。

結局、民間委託のときに心配されるっていうのは、割とそういうところが多いわけですね。その辺の今まで実態を見られているかどうか、今みたいな観点で。その辺はどうなんでしょうか。

だから配置基準以上に置かれてると言えば、何かとってもいいなと思うんですが、でもその同じ契約単価の中でそんだけ人数をふやすということになると、賃金がどうだろうかっていうことに逆になっていたりするわけなんでね、要するにそういうことまで含めて見ておられるかどうか。

そういうことが結局、また新たに新栄小学校をふやすっていうことについて、心配がまたふえるっていう見方にもなっていくわけなんで、その辺のチェックはどうなっていますか。

○学事課職員

済みません。恐らく、賃金の面からと、あと人の入れ替わりの面ということでのお尋ねかと思います。

まず、賃金の面からなんですけれども、委託の場合ルールとしまして、相手方がどのぐ

らしい金額というかお給料でですね、その方を雇用するかというところは、こちら側から例えば待遇がこれ以上で雇ってくださいとかいう、そういった指定はできないんですけれども——ですので、幾らで雇われてますかっていうことで、定期的に書類を見せていただくとかいうこともないんですが、ただ新規雇用される場合ですとか新規校をやられる場合には、どのくらいのお給料で雇用される予定なのかなっていうことをやりとりをさせていただく場合にはですね、最低基準といいますか、そこは少なくとも上回っておりますし、そんなに安い金額で雇用されているというふうにはちょっと受け取ってはいないところです。

それと、あとその人の配置のことなんですけれども、直営の場合でも正規職員とパート職員とおりますけれども、その直営の正規職員に当たる常勤の方というのは、基本的には固定をお願いしております。

ただ、どうしても御本人の体調の不良とかですね、そういったことで切りかわることはありますけれども、長期の部分はほぼ固定でいっています。

きょうお手元にお配りしている資料の中で、何食以上——調理員の配置基準というのをお示ししているかと思えますけれども、常勤者の人数として、その中で500食以上は3人以上、500食以下は2人以上置いてくださいというふうな決め方をしておりますけれども、少なくともその方たちはほぼ固定をお願いをしていると。そしてパートさんについても、若干、御家庭の都合とかで入れ替わり等ありますけれども、そんな大幅にですね、全員が入れかわるとかいうことは今までございませんでした。

以上でよろしいでしょうか。

○山下明子委員

よく求人チラシを見てると、一富士さんにしろ、魚国さんにしろ、結構、求人があつたりするのが目に付いたりするわけですよ。だから、その大幅にがらっと入れかわるってことはないにしても、かなりくるくる変わってるんじゃないだろうかなって感じが、ちょっと心配としてはね。

だから、もちろんいろんな理由もあるかもしれませんが、やっぱり安定的にこの調理の現場でしっかりやってもらえる状態にあるのかどうかという点ではね、一方で公契約条例の問題なんかが出てきたりしてますからね。委託契約した場合のその先でどうなってるかっていうことについては、やはり関心を払っていくってことがないと、本来公の仕事なわけですから、そこをどういう形でちゃんと仕事をしてるかっていうことがあって、初めてその子どもたちの安全な給食の実現というところにもなっていくんだという立場でですね、そこはぜひ見ておいていただきたいと。

特に今の配置は、心配りとしての配置はされていると受けとめればそうかもしれないけれども、その先がちょっと気になる部分があるっていうあたりはですね、今後のことにもかわってくるので、ぜひ、頭に入れておいていただきたいと思います。

○堤委員長

要望ということでよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

はい。大体、御質問はそういうことでございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

はい。では、こども教育部の皆さん、どうもありがとうございました。

◎執行部退室

委員の皆さんにちょっとお諮りいたしますが、現地視察についてはいかがいたしましょうか。御希望ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしでよろしいでしょうか。それでは現地視察の要望はないということで、お受けしたいと思います。また明日までにどうしてもということがあれば、私のほうにお申し出いただきたいと思います。

以上ですね、本日の文教福祉委員会は終了いたしますが、次の委員会は明日、15日の午前10時に再開いたしたいと思います。